

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第494回議事録

令和元年（2019年）9月26日開催

## 第494回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和元年（2019年）9月26日（木） 午後2時から

開催場所 水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム

出席者

（出席委員）橋本 孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄  
中尾利秋 南本健成 岸田光代

（欠席委員）浅田敏彦 八塚夏樹

（熊本県漁業協同組合連合会）指導部次長 宮本 幸生

（漁業取締事務所）主任技師 池田一人 技師 山崎 翼

（水産振興課）主幹 山下幸寿 参事 國武浩美

（事務局）事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 多治見誠亮

議事

### （1）議題

第1号議案 令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について（照会）

### （2）報告

- 1) 令和元年度全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について
- 2) 全国漁業調整委員会連合会令和元年度要望活動に係る回答結果について
- 3) 漁業法改正に係る今後の対応について

事務局

定刻になりましたので、第494回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。第494回熊本県有明海区漁業調整委員会次第という資料を1部、ウナギをめぐる状況と対策についてという資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。それでは、橋本会長よろしく申し上げます。

議長

こんにちは。久しぶりの委員会となっております。よろしくお願ひ致します。それでは、ただ今から第494回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は吉本委員と中尾委員にお願いいたします。なお議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入ります。第1号議案、令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

今回は、令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について、御意見を伺いたく、照会させていただいております。

取扱方針の説明の前に、うなぎ種苗特別採捕許可について簡単に説明いたします。本県では、資源保護等の観点から、漁業調整規則により、海面、内水面のすべてのうなぎについて、全長21cm以下は採捕できない規定となっております。しかしながら、うなぎ養殖業の持続的な営みに必要な種苗、又は河川の資源増殖を目的とした放流に用いる種苗については、漁業調整規則に規定される特別採捕許可により、知事が採捕行為を許可することとしており、その取扱いを定めたものが本日審議していただく取扱方針となっております。

初めにウナギの生態について簡単に御説明します。

別冊で配付しております水産庁が作成した「ウナギをめぐる状況と対策について」という資料の1ページをご覧ください。

ウナギの生態は、不明な部分も多いのですが、5年から15年ほど河川や河口に生息し、大きくなったウナギは川を下り、海に出て、遠く2000キロ離れたマリアナ海溝付近で産卵し、その後黒潮に乗って台湾、中国、日本へ遡上しながら、0.2g程度のシラスウナギへ成長するといわれております。うなぎは人工的に種苗を大量に作るのが技術的にまだ確立さ

れていないため、天然のシラスウナギを採捕し、養殖用種苗としております。

次に、ウナギに関する国際的な動きと、国内の状況について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

国内におけるシラスウナギの来遊状況についてですが、下のグラフのとおり、昭和32年頃からデータがありますが、昭和50年代後半以降、ずっと減り続けており、昭和30年代に約200トンあった採捕量は、近年5トン前後まで減少しております。

これは、海洋環境の変動ですとか生息環境の悪化、それからウナギそもそもの乱獲といった事象が指摘されておりますが、採捕量減少の原因というのは、解明されていない状況です。

5ページをお願いします。我が国におけるウナギ供給量の推移となっております。

ウナギの国内供給量は、昭和60年頃から輸入の増加によって増加し、平成12年には約16万トンが供給されていましたが、その後減少し、近年では約5万トンとなっております。これは、昭和60年頃から、中国において、日本への輸出を目的としたヨーロッパウナギの養殖が急成長し、その後、ヨーロッパウナギの資源の減少とともに中国の養殖および輸出も急激に衰退したことが要因と考えられています。

なお、ヨーロッパウナギについては、平成19年にワシントン条約の附属書に掲載され、平成21年から貿易取引が制限されており、実質的には輸出が禁止された状態となっております。

次に、9～11ページにウナギをめぐる国際的な情勢やワシントン条約について記載してあります。9ページをお願いします。日本で採捕されるシラスウナギのほとんどがニホンウナギですが、ニホンウナギについては、近い将来、野生での絶滅の危険性が高いものとして、平成26年6月に国際自然保護連合のレッドリストに掲載されました。

11ページをお願いします。ワシントン条約締結国会議の第18回会議の結果となります。先月の8月17日に開催された本会議において、ウナギを付属書へ掲載して国際取引を制限しようという提案は回避されたものの、今後の資源状況等によっては、ワシントン条約で付属書に掲載されることも考えられる状況となっております。ワシントン条約に指定されると、必要に応じて国際取引が規制されることとなります。

次12ページをお願いします。国内においては、ウナギの資源管理のために、「養殖業に係る水産資源の持続的な利用の確保のために、制限措置を講ずるこ

とが適当」とされ、平成26年11月、ウナギ養殖業は内水面漁業振興法に基づく届出養殖業とされ、農林水産大臣への届出や池入れ数量等の報告が義務付けられました。また、平成27年6月には、ウナギ養殖業は同法に基づく農林水産大臣の指定養殖業とされ、養殖を営むためには許可が必要となり、許可により個別のうなぎ養殖場ごとに種苗の池入れ量が制限されております。

13～15ページ、シラスウナギ採捕及び流通についてですが、シラスウナギは、うなぎ養殖業の種苗として不可欠であるため、毎年、都道府県知事が特別採捕許可を出しております。各都道府県が許可を出すにあたって、国からは、毎年、技術的助言がなされ、採捕数量や採捕から池入れまでの流通状況の把握や採捕期間等について助言がっております。本資料の説明は以上です。

続きまして、本県におけるうなぎ種苗の特別採捕許可について、ご説明させていただきます。資料については、第494回熊本県有明海区漁業調整委員会次第と書いてある資料の5～20ページに取扱方針（案）、新旧対照表、漁具図、帽子写真、特別採捕の仕組みのフロー図を添付しております。

まず、資料17ページをご覧ください。「熊本県のうなぎ種苗特別採捕許可の仕組み」となっております。

県内のうなぎ養殖業者や業種別漁協等が、自家養殖又は放流のために、うなぎ種苗を採捕する場合は、うなぎ種苗の特別採捕許可を受ける必要があります。許可を受ける者、これを図中では許可取得者としております。

許可取得者の下に、採捕従事者とあります。これは、実際にうなぎ種苗を採捕する者のことです。許可取得者が指揮監督し、採捕従事者はうなぎ種苗の採捕を行います。

また、図中右側に、指定集荷人とあります。許可取得者は、許可の申請を行うと同時に、指定集荷人を定め、知事に届け出ることとなっております。指定集荷人は、採捕従事者が採捕したうなぎ種苗を集めて、うなぎ養殖業者など許可取得者に納めます。

また、うなぎ種苗の採捕に関しては、海上保安部、漁業取締事務所、及び県警と連携し、違法操業の取締りを行っておりますが、特別採捕許可に基づく採捕行為であると、明確にするため、採捕従事者、指定集荷人に対し、顔写真入りの採捕従事者証、指定集荷人証を交付するとともに、採捕従事者は指定の帽子を着用することを義務づけております。資料の15ページに帽子の写真を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、昨年の本委員会でご意見のありました指定集荷人の腕章については、昨年よりすべての指定集荷人が許可者名の入った腕章をつけることとなりましたので、ご報告いたします。

次に、うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針についてご説明します。こちらにつ

いては、事前に皆様に資料を配付させていただきましたので、資料19ページの新旧対照表により変更箇所についてのみご説明させていただきます。

まず、第1(目的)について、平成31年産の部分を令和2年産と修正しております。

次に、第10(採捕従事の対象者)(3)について、平成29年産及び平成30年産の部分を平成30年産及び平成31年産と修正しております。

さらに、第15(採捕数量の制限)については、裏面になります。平成31年産を令和2年産に修正しております。

最後になります。第24(許可期間及び採捕の期間)について、表の許可及び採捕の対象期間について、平成31年を令和2年としております。

資料の説明は以上ですが、昨年の本県のシラスウナギの採捕数量についてご報告します。昨年は約34.8キロと過去最低だった一昨年よりは増加したものの、過去3番目に少ない量でした。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします

議長

ただ今水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

南本委員

教えてください。今年はいつからいつまでが採捕の許可期間だったのですか。

水産振興課

今年と言いますと前回でしょうか？

南本委員

そうです。

水産振興課

それぞれ人によって違いますが、一番早い人で1月1日から4月10日まで。一番遅い人で1月17日から4月26日までの許可、でございます。

議長

他に何かございませんか。

藤森委員

緑川水系は3月31日まで。緑川の河川の組合との話し合いで。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長 他にないようですので、第1号議案、令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について、は異議ない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

議長 それでは、異議ない旨、回答いたします。

議長 引き続きまして、「令和元年度全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」、事務局から報告をお願いします。

事務局 委員会事務局でございます。  
令和元年度全漁調連九州ブロック会議への提出議題について、御報告致します。  
お配りしております、次第の資料の23ページから29ページにかけてをご覧下さい。  
まず、全国漁業調整委員会連合会が行う要望活動の概要をご説明します。  
全国の各県海区漁業調整委員会で構成されております全国海区漁業調整委員会連合会は、毎年5月に総会を開催し、6月または7月に、国に対して要望活動を行っております。この要望は、国が行うべき、漁業調整に関する広域的な事案について、各県の漁業調整委員会から上げられた要望を、東日本・日本海・中国四国・九州ブロックの4つのブロック毎に審議し、全漁調連へ提案します。全漁調連は、各ブロックの要望を全国版の要望書として取りまとめ、翌年開催される総会で図った後、要望活動が行われます。九州ブロックにつきましては、平成30年10月に鹿児島県で会議があり、橋本会長に出席いただいております。  
さて、本委員会からの提出議題につきましては、先日7月24日付けの事務連絡におきまして、昨年と同じ内容の2議題のほか、追加の案件や提案議題の内容修正につきまして、委員の皆様にご意見を伺いさせていただきました。  
委員の皆様からは、新たな御提案等はありませんでしたので、事務局としましては、昨年と同じく、「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」及び「東シナ海における漁船の安全操業確保について」の2議題については、継続して要望を提出させて頂きました。  
また、今年度は「ミニボートによる危険行為の防止について」及び「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」の2議題について、本県天草不知火海区漁業調整委員会から追加で提出がありましたので、本県連合海区としては4議題を提出することと致しました。なお、この点につきましては、本県連合

海区会長に一任頂く形となりましたこと、ご了承ください。

次に、追加で提出した2議題について、提出理由等を含め、概要を説明させていただきます。なお、昨年と同じ内容の2議題については、説明を割愛させていただきます。

資料31ページをご覧ください。

「ミニボートによる危険行為の防止について」につきましては、近年、マリレジャーの普及により、ミニボートの利用者が増加していますが、規制緩和により免許や登録が免除されたことで、ルールやマナーを守らない利用者が多く見受けられております。なお、ミニボートの定義としましては、長さ3m未満、エンジンの出力2馬力未満のボートのことを言います。

また、ミニボートの利用者は、十分な保険に加入していないケースも多く、事故処理等におけるトラブルも発生しております。

そのため、操縦や安全性に関する講習の受講の義務付けやミニボートを日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険の加入対象とすること等を要望事項として提出しております。

次に、資料33ページをご覧ください。

「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」につきましては、これまで海区漁業調整委員会は、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきたところですが、昨年改正された新たな漁業法でも、これまでと継続して漁業調整機構としての役割を果たすことが求められております。

そのためにも、今後も海区漁業調整委員会が積極的に活動するための財政基盤の確保が必要不可欠であるため、更なる予算措置等を要望事項として提出しております。

以上、4議題を、熊本県連合海区として九州ブロック会議に提出することと致しましたので、御報告致します。

議長

事務局から報告がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、「令和元年度全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」の報告を終了します。

引き続きまして、「全国漁業調整委員会連合会令和元年度要望活動に係る回答結果について」、事務局から報告をお願いします。



事務局

委員会事務局でございます。

全国漁業調整委員会連合会令和元年度要望活動に係る回答結果について、御報告いたします。

お配りしております次第の資料35ページ、令和元年度要望活動に係る回答結果について、をご覧ください。2枚めくっていただきますと、全国漁業調整委員会連合会が行った要望活動の結果が記載されています。令和元年度の要望活動につきましては、令和元年7月4日に、全漁調連会長、副会長、理事、監事が、関係項目毎に各省庁等に対して要望されております。要望の内容は、平成30年度に各ブロックから上げられた内容で、委員会制度、沖合漁業と沿岸漁業との調整、外国船問題、海洋性レジャーとの調整等となっています。

本県が九州ブロックに提案しておりました要望は、今年度も継続して要望しております「大中型まき網漁業関係」、「東シナ海における漁船の安全操業」の2題と「水産政策の改革に伴う海区漁業調整委員会の構成及び機能の見直しについて」の計3題になります。

それぞれの要望と回答についてご説明いたします。まずは、「大中型まき網の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」です。こちらは、本県水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るために要望しておりました。この要望については、資料53ページ下段、Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について1 沿岸漁業と沖合漁業の調整②において、「水産資源の安定供給には、資源の適切に利用・管理するとともに、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄することが重要である。その際、漁場や資源の利用に関する漁業調整問題は、当事者間による十分な話し合いにより解決されることが重要である。水産庁は、当事者間の話し合いを斡旋し、立会い、十分な協議が行われるよう対応する。」と、水産庁から回答がっております。

次に、「東シナ海における漁船の安全操業確保について」です。これは、「東シナ海における日中の暫定措置水域と、さらに南の以南水域の尖閣諸島周辺で操業する本県漁船の安全操業を確保するため、外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めるとともに、水産庁の取締船や海上保安庁の巡視船から直接漁船や関係機関に情報を提供するなど、この海域で操業する漁船に、迅速に情報提供できる体制を構築すること」を要望しておりました。この回答としましては、資料65ページ下段 Ⅴ 外国漁船問題等について3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保②になりますが、水産庁からは、『漁業取締船等の活動や海上保安庁との連携を通じて、外国漁船等の情報収集に努めているが、漁業取締等に関わる情報であるため、漁業者等への情報提供は困難である。しかし、漁業者の安全操業の確保は重要であるため、個別具体的に希望があれば、相談されたい。』と回答されています。また、海上保安庁からは『情報収集に努

めるとともに、情勢に応じてしょう戒体制の強化を図っている。今後も漁業者に対して外国公船の接近情報など適切に提供したい。』と回答がっております。

次に、「水産政策の改革に伴う海区漁業調整委員会の構成及び機能の見直しについて」です。

これは、「海区漁業調整委員会は正に漁業調整機構として、漁業調整や資源管理の他、都道府県が行う漁業権の免許に対する諮問機関など重要な役割を果たしていますが、水産政策の改革に伴い、引き続き、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構としての役割を堅持すること」を要望しておりました。この回答としましては、資料45ページ上段 I 海区漁業調整委員会制度について1海区漁業調整委員会制度の堅持になりますが、水産庁からは、『海区漁業調整委員会は、漁業法の下、海区における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。漁業法等の改正においても、その役割はさらに重要性を増すものと認識しており、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。』と回答がっております。

以上で、御報告を終わります。

議長

事務局から報告がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、「全国漁業調整委員会連合会令和元年度要望活動に係る回答結果について」の報告を終了します。

引き続きまして、「漁業法改正に係る今後の対応について」、水産振興課から報告をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

漁業法改正について、4月に行った説明から状況が変わった部分もございますので、説明をさせていただきます。

漁業法の改正については、前回の委員会でも概要についてお知らせをしたところです。それから県と国とで協議を進めており、事務作業を含めた具体的な中身が分かってきましたのでその内容と、調整委員会との絡み、今後、委員会としてこういうことを検討していかなければならない、ということも含めてご説明させていただきます。

まず、次第の最後のページの資料をご確認ください。前回の説明と重なる

部分もありますが、一番左側の箇所、水産政策の改革に係る国の動き、というところを説明いたします。昨年度の6月1日に、農林水産省の農林水産業活力創造プラン、いわゆる農協の改革等が含まれているところですが、この中に水産政策の改革が位置づけられました。漁協の関係者の方には国からパンフレットを元に説明があったかと思えます。これには水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させて、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指す、ということが目的として位置づけられています。その後、昨年12月14日に、資源管理と漁業制度、免許や許可を見直すというところで漁業法が改正されました。これは約70年ぶりの大改正ということで、後でご説明しますが、罰則のほうもかなり強化されています。施行は来年度の夏くらいになるだろう、と考えていますが、交付から2年以内に施行しないといけないので、遅くとも来年の12月までには施行されるという形になります。

この改正があった後に、国のほうから漁連や漁協に対して、大きな仕組みは変わらない、と説明があっているかと思えますが、事務手続き等については、元々の趣旨を受けて、今後大きく変わってきますので、ご説明していきます。

資料の真ん中をご確認ください。まず、1番目に記載しています、漁業調整規則の改正があります。現在の漁業調整規則は海面と内水面で分かれています。それを統一するものです。先ほどもお伝えしましたが、罰則が強化されており、曖昧な区域があるとそれが適用されないこともあるので、その辺についてはきっちりさせないといけないということで、県として一本化していこう、というものです。調整規則は水産庁の認可が必要ですので、その作業ができてきますが、認可をうける前には調整委員会に諮らせていただいて、意見を伺って申請する、という形になりますので、途中経過も含めて今後ご説明する機会が増えると思えますので、その点についてよろしく願います。

2番目の漁業許可については、先ほど水産改革の目的で述べましたように、適切な資源管理と成長産業化ということで、許可については数、枠を決めて、そこの中に色々な人が入ってきやすいようにしないといけないので、事務手続きが大きく変わります。その点については、県のほうでまとめているところですが、今後、取扱方針の改正も必要ですので、その際は調整委員会に諮って、決めていく形になると思えます。

2点目のところで、漁協や漁業者の方は嫌がるかもしれませんが、許可1件毎に、年1回以上実績を出すことが義務付けられました。例えば、流し網をもってらっしゃる方であれば、その方は年1回報告を出さなければいけま

せん。これは義務付けです。もし、実績がない場合は、取り消しということにもなりますので、漁業者の皆様にも詳しく説明していく形となります。

3番目のところ、漁業権の免許の関係については、今は漁協に話しを聞いて、漁場計画というものを作っていますが、それを漁協だけではなく、幅広く意見を聞きなさい、というところで、当然今免許を持っている漁協については、それは優先されますが、新しく免許を設定する時は色々な人に意見を聴きなさい、ということで作業が変わってきます。ただ、免許の切替については、令和5年の時になりますので、先の話ではありません。

次に、2点目のところ、これは聞きなれない言葉ですが、漁業生産力の発展に係る計画というものがあまして、これは初めて出てくる言葉かと思いますが、漁業権毎に漁協がもっている免許については今後漁業権をこのように活かしていくんだ、ということに記載した計画を作る必要ができてきます。そして経過を報告し、報告されたものについては調整委員会に諮る、ということになっていますので、次の免許を出すときに、きちんと使われているかを判断する形になっていくと思います。

3点目の漁場行使状況、というのが、先ほど許可の実績報告と一緒に、免許にも実績報告がついてきます。ノリなどは生産量を上げればよいかと思いますが、共同漁業権も対象となります。現在、どういう形で報告していくのか県で案を考えていますので、それに基づいて報告していただく形となります。

次に4点目の沿岸漁場管理規ですが、有明地区はあまり関係がないかと思いますが、個人免許があるところ、天草などのくるまえび養殖があるところが関係ありますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

4番目の漁業調整委員会については、特に漁業者代表についてはこれまで選挙であったのが、選任制となります。手続きについては現在検討させてもらっていますが、同じく農業委員、市町村が窓口となっていますが、そちらも選挙から選任制に代わりましたので、方法の聞き取りを行い、それに基づいて行っていきたいと思っています。なお、方法については、調整委員会にも報告をさせていただきます。また、選任で新しく選ばれる方については、令和3年の4月から、という形になります。来年の8月で今の委員の皆様は任期は切れる形ですが、法律によって延長されますので、令和3年の3月までは現委員の皆様でやっていく形となります。

5番目のその他のところですが、特定水産物については、漁業法改正の中で、初めて出てきた言葉だと思いますが、暴力団の関係で、北海道とかで、なまこ、あわび等の密漁があっており、それに対応するために特定水産物を指定します。今のところはあわび、なまこ、しらすうなぎが入ってくると思

いますが、許可がない状態で獲った場合には、金額が3,000万円以下の罰金、個人に対する罰金としては最高額だと思いますが、懲役3年以下または3,000万円以下の罰金、という形になります。このように特定水産物に入るとかなり厳しくなりますので、説明会等で注意を図っていくこととなります。

以上がざっとしたところですが、水産庁の事前の説明会ではあまり変わらない、という説明だったのですが、いざ蓋を開けてみると結構細々した改正がありますので、今から漁協や漁業者の方に下ろしていく形になります。また、途中途中で調整委員会に報告したり、審議していただいたりする項目が出てくると思いますので、その点についてよろしくをお願いします。

それと特に漁業者の委員の方についてですが、今から漁協や漁業者の方に説明会を実施していく予定です。今のところ、11月くらいが1回目なのかな、と思いますので、その点について皆様にご周知いただければ、と思います。以上が概要となります。

議長

水産振興課から報告がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

ちょっと良いでしょうか。今の説明の中で、色々規則の話も出てきたわけですけど、1番目については漁業法と水協法とが絡んでくるわけですね。

水産振興課

水協法については、、、

藤森委員

漁業法は河川について、境界、これは漁業権の免許ですから絡んでくるわけですね。例えば緑川でしたら、ゼロ線とゼロゼロ線で、ゼロ線までが国交省、川の権利、ゼロ線からゼロゼロ線は農水省と国交省とが共同で管理している。そして、ゼロゼロ線から下が県の管轄になるわけです。この線引きをどのようにするか。例えば菊池川、白川ではこの線引きはないわけですから。この線引きはきちんと県がしてくれるのですか？それでいつも揉めているわけだから。

水産振興課

大きい河川といたらあれですが、基本的に内水面に漁協があるところ、白川はちょっと違います。

藤森委員

白川にもありますよ。小碓橋から上が白川の漁業権があって、下の海面までは死んでいるわけだから。そこの線引きを誰がするのか。これを漁業法と

いうわけです。

水産振興課

免許があるところについては、免許の境が境となる。

藤森委員

緑川にはあるわけですよ。

水産振興課

そういうところはいいのですが、要は境が無いところが問題なので、今回一本化しましょう、という形です。今までは海面の規則といえば、例えば坪井川でしたら、ないですよ、どこまでが海かっていう境が。

藤森委員

白川もないですよ。

水産振興課

そういう境がないところで、捕まえられないという事例が他の県であっています。

藤森委員

答えはいいです。お互い今から勉強していかなければならないから。漁業者が上流まで行って、漁業権が発生するのか、また、内水面の人たちが河口まで行って漁業権が発生するのか、そういう線引きをしないですることがあれば、内水面も海面の漁業もなくなるわけですよ。

水産振興課

漁業権はきっちりそこを分けます。

藤森委員

そこはどこが分けるの？

水産振興課

免許でわけます。

藤森委員

ですから、そういう免許がきちんとならないところをどうするんですか、というところですよ。これについては答えはいいから、勉強しておいて下さい。

それともう一つ、水協法の問題ですが、内水面も海面も一緒になれば、資格審査の問題が出てくると思います。内水面は30日ですが、海面は90日以上というのがある。この絡みは今後問題になるのではないかと、思います。

それと、免許の行使状況報告についてですが、こちらは第3種区画漁業権というのをもっている。あさり、はまぐり。荒尾から網田まで3つある。海路口と川口と住吉と。これを使っているのか、というところですよ。使っていないければ、今後見直します、というところですよ。

水産振興課

そういう形になってくると思います。

藤森委員

こちらは第3種区画漁業権がありますので、免許の行使状況報告は対象と  
なってくるわけですね。さっき、天草しかないような言い方だったもので。

水産振興課

免許の行使状況は全てです。区画漁業権は全て入ります。4番目の沿岸漁  
場管理規程がありますが、これが個人免許のある天草が対象となります。

本来は、漁協がもっていてそれを誰かに貸している、組合員に貸している  
ものは行使料が取れるのですが、個人免許というのは個人に免許が出ている  
ので、漁協が行使料という名目で取れない。それを決めるためのものです。

藤森委員

分かりました。最後に、委員の見直しとあるけれど、これは水産庁にも言  
ったのですが、漁業者委員の数が減れば、発言する機会がなくなってくる。  
漁業者委員の定数はある程度確保して欲しい。

水産振興課

有明海区の委員数は10名なのですが、その数は今後も変わらないと思  
いますけど、10名の半数以上は漁業者委員の方、というのは決まっています  
ので。

藤森委員

申し訳ないけど、学識経験者を入れるわけですね。研究されている方は  
良いけど、県庁の天下りの方々が学識経験者としてあがってきてもらっ  
ても、調整あたりに入っている人は良いが、訳が分からない人が入ってもらっ  
ても困る。逆に我々漁業者の方が現場を知っているから。調整の人たちが入  
ってくれば、我々も相談できる。個人の考えですが。

南本委員

今の質問と重なりますけれど、海面と内水面の規則は無くなるわけではな  
いですね。当然、海面と内水面のあやふやなところを、きちんと整理しま  
しょう、ということですね。

水産振興課

一本一本あるのを合体する形です。

南本委員

やっぱり合体するのですか。海と川を。

水産振興課

海は漁業許可、内水面は採捕の許可ですが、それを入れ込んでいく、項目  
的には全部入ってくる。

藤森委員	一番難しい問題になるから、きちんと勉強したが良いと思う。
水産振興課	そういう位置づけになっているので、私たちはうまい具合に入れ込んでいかないと、という形で作業を進めています。
南本委員	国からは判例というか示されるわけですよ。
水産振興課	模範例が出ますので、それに基づいて作っているところですけど、かなり大変です。
藤森委員	今の海水面と内水面との問題は漁業権の侵害で守っているわけですから、今の漁業権の免許の線引きを。
南本委員	それともう1点。漁業者対象の説明会は第1回目は11月くらいと聞きましたが、そのあと、パブコメとか大雑把なスケジュールはあるのでしょうか。
水産振興課	今のところですが、規則は事前に水産庁と協議しなければいけないので、それをできれば今年中、12月までに協議をしたいと思っています。その経過については、経過報告という形で委員会にも諮らせていただきたい、と思っています。その後、協議が済んだらパブコメとか委員会に諮ったりの作業が、年明け1月から2月にかけてという形になります。その後、委員会に諮問して答申して、という作業をとるのですが、それが終わったら水産庁に正式に申請すると、申請して認定がおりないと効力を発しない形になりますので、来年度7月くらいに施行できる状態にもっていかないといけませんので、そういうタイムスケジュールで行く形になると思います。
藤森委員	効力を発しないと言っても、施行したら熊本県だけそれを反対ということをしてはどうなのでしょう。難しい問題だろう。せめてパブリックコメントを出す前に正式に、、、
水産振興課	経過については逐一、開催ができれば一番良いのですが、開催ができない場合も含めてどうするかはこっちで検討させていただきたいと思いますが、経過報告は必ずさせていただきます。どうしても国とやり取りしたりだとか、パブリックコメントとか順番がきますので随時という形になってしまいますが。



藤森委員

きちんとこれは話し合っ。大問題になるから。

水産振興課

最後に1点補足なのですが、免許と漁業許可について、海面と内水面とで区別をなくして一本化する、というわけではないです。要は漁業調整規則が海面と内水面とそれぞれありまして、その規則を合わせる、というところですので、免許が一つになるということではありません。

藤森委員

調整規則だけを合わせる、ということですか。それだったら分かります。

水産振興課

例えば、今内水面でうなぎの20cm以下をとってはだめとなっており、海面でも20cm以下はとってはだめとなっていますが、そこを一緒にする、という形です。

藤森委員

それは今でもなっているのでは？

水産振興課

なっていますので、それを一つにする、ということです。

藤森委員

それを聞いて安心しました。

中尾委員

保安庁の罰則あたり、無登録とか救命胴衣を着ていないとかについて、罰則金が大きくなったと聞いていますが、いくらになっているのでしょうか。

藤森委員

保安庁と調整規則は違う。

水産振興課

今すぐには分かりませんが、救命胴衣を着ていないのは来年か再来年に施行になるので、、、

藤森委員

あと2年後。

水産振興課

2年後ですよ。そこから罰則だったかと思います。金額は今すぐ分かりませんけれども。

藤森委員

点数では。罰金もあるけど点数がこわい。

議長

他にないようですので、「漁業法改正に係る今後の対応について」の報告を終了します。

このあと、事務局から追加で報告事項があるようなので、事務局、説明をお願いします。

事務局

委員会事務局から多治見でございます。只今、「投網の適正操業に向けた動き」、という資料を配布させて頂きました。本報告は、現状の報告であり、まだ議題にあげるべき内容ではないことから、このような形をとらせていただきますこと、ご了承ください。

まず、事の経緯から御説明いたします。

平成31年2月4日開催の第493回当委員会にて、投網操業の自粛要請を目的に、当委員会会長名で関係機関に対して通知を行った旨、御報告致しました。

その際、委員の皆様から、投網漁業の適正操業に向けた対応を検討して欲しい、とご意見を頂きました。

このことにつきまして、事務局として対応を進めておりますので、現在の進捗状況について御報告致します。

お配りしました資料をご確認ください。2月の当委員会以降の動きを時系列で記載しております。

まず、2月4日の当委員会後、本県天草漁協上天草総合支所にて、所属する投網漁業者から状況の聞き取りを2回行いました。その結果、大矢野の業者の大部分においては、有明4県の投網漁業者で構成する投網業者協議会の申し合わせ事項、これは操業時間やノリ漁場周辺での航行速度等を決めているものですが、この内容を遵守していることを確認致しました。また、その際、事務局からノリ養殖業に設定されている漁業権の権利について説明を行ったところ、他県の業者も認識して欲しい、との理由で、4月13日に長崎の島原漁協で開催される4県投網業者協議会への出席要請を受けました。

そのため、4月13日に島原漁協で開催された投網協議会に出席し、漁業権に設定されている権利について説明を行いました。

所感ではありますが、出席していた投網漁業者は危機感をもっている印象を受けました。

その後、直近でございますが、9月12日に今年から天草漁業協同組合上天草総合支所に設置されております投網業者協議会事務局を訪問し、投網漁業者も交えて、適正操業に向けた意見交換を実施して参りました。

事務局としては、申し合わせ事項を関係機関へ再度送付し、ルールを守って操業するよう周知する、とともに、今年度からは、ノリ養殖業者が作業を

するときは近くでの操業・航行は行わず、仮に苦情があった際は協議会の事務局が窓口となり、操業の改善を要請すること、また、ノリ漁業者の作業工程、例えば網張りの時期等について、事前に把握できる時は、事前に投網漁業者に対し、自粛を要請すること、についても、事務局として対応していく、とのことでした。

委員会事務局としても、今後も積極的に投網協議会と接触を図り、適正操業に向けた取り組みを実施してまいりたい、と思っております。

また、このことにつきまして、事務局より1点提案がございます。

昨年、関係機関に対して通知した文書、お配りしました資料の2ページ目となりますが、今年は早い段階で同様の文書を通知することを検討しております。

漁業者の安全確保、漁業権漁業の適正行使、未然のトラブル防止を図ることはもとより、本委員会として、投網の適正操業に向けて取り組んでいる、という姿勢を示したいと考えております。

なお、発出に至っては、緊急性を要する場合もございますので、会長・副会長にご指示を仰ぐ形をとらせていただき、委員の皆様にもその結果につきましてはお報告させていただきたい、と考えております。

以上が、現時点での進捗報告となります。

議長

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

なければ、これで第494回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。